

個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを
 利用した者について、平成23年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成23年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害 覚せい剤による精神及び行動の障害 アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科診療所等が、平成23年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数										
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
F00 アルツハイマー病型認知症												
F01 血管性認知症												
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害												
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
	覚せい剤による精神及び行動の障害											
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害												
F3 気分(感情)障害												
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害												
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群												
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害												
F7 精神遅滞[知的障害]												
F8 心理的発達の障害												
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害												
てんかん(F0に属さないものを計上する)												
その他												
合 計	(jii)											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票17 「平成23年6月1ヶ月間の訪問看護実施」実人数(jii)と一致すること。

個票21 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

改正前の精神保健福祉法に基づく届出があった事業所等についてはすべて対象とする。

事業所等名	
-------	--

事業の種類	
〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 生活訓練施設	
2. 入所授産施設	
3. 障害者自立支援法に基づく福祉ホーム	
4. 精神障害者福祉ホームB型	
5. その他、都道府県・市町村の単独補助を受けている居住系の施設	

本調査の依頼先(個票の作成)は、事業所単位で作成すること。つまり、1法人で複数の事業所がある場合は複数枚作成すること。

開設者	
〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他
5. 社団・財団法人	(具体的に:)

運営者	
〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他
5. 社団・財団法人	(具体的に:)

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成23年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
 ※宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、宿泊型自立訓練に係る定員を記入すること。

定員	平成23年6月30日現在の利用実人員数										
	合計	性・年齢階級別									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性

個票22 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

改正前の精神保健福祉法に基づく届出があった事業所等についてはすべて対象とする。

事業所等名	
-------	--

事業の種類	[該当するものすべてに○印]
1. 通所授産施設	
2. 小規模通所授産施設	
3. 福祉工場	

本調査の依頼先(個票の作成)は、事業所単位で作成すること。
つまり、1法人で複数の事業所がある場合は複数枚作成すること。

開設者	[該当するものいずれか1つに○印]
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に:)
5. 社団・財団法人	

運営者	[該当するものいずれか1つに○印]
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に:)
5. 社団・財団法人	

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成23年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
※「事業の種類」欄で○印を付した事業についてそれぞれ記入すること。

	定員	平成23年6月30日現在の登録利用者数										平成23年 6月1ヶ月の 稼働日数	
		合計	性・年齢階級別										
			20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
通所授産施設													
小規模通所授産施設													
福祉工場													

個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況

都道府県・市コード

1) 審査会

平成23年6月1ヶ月間「退院請求」事務等

区分	平成23年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成23年6月1ヶ月間「処遇改善請求」事務等

区分	平成23年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成23年度「精神医療審査会」の構成

合議体数	委員総数			
	計	うち 精神障害者の医療に関し学識経験を有するもの	うち 法律に関し学識経験を有するもの	うち その他の学識経験を有するもの

2) 措置入院

① 27条2項に基づく措置入院

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間を計上。
【年度内に診察した件数】

措置診察の実施		措置入院のための移送の実施	措置診察の結果		
1次診察のみ ^(h)	2次診察まで ⁽ⁱ⁾		措置入院 ^(j)	措置以外 ^(k) の入院	入院以外 ^(m) の処遇

第29条の2の2第1項に基づく移送を行った人数を計上。
「措置診察の結果」の「措置入院^(j)」「措置以外^(k)の入院」「入院以外^(m)の処遇」の計は、「措置診察の実施」の「1次診察のみ^(h)」「2次診察まで⁽ⁱ⁾」の計に一致する。
 $(j)+(k)+(m)=(h)+(i)$

② 行動制限

※平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間を計上。
【第29条の2の2第3項に基づく行動制限を行った人数を計上】

23条	24条	25条	25条の2	26条	26条の2	26条の3	27条2項

措置入院全体ではなく、
27条2項のみを計上すること。

3) 医療保護入院および応急入院のための移送 (第34条)

指定医の診察			平成22年4月1日から平成23年3月末までの1年間を計上する。
事前調査件数	移送の実施	行動制限	

第34条に基づく移送を行った人数を計上。
第34条4項に基づく行動制限を行った人数を計上。

4) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成23年3月末現在で手帳を所持している者の数を記入。

1級	2級	3級

5) 精神障害者社会適応訓練事業

平成23年6月30日現在

協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数

登録されている協力事業所の総数を記入。

平成22年度

新規利用者数	利用修了者数	利用修了者の状況 ※重複する場合は、主たる状況を優先する。											
		常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイ・ケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明		

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、保健所デイ・ケア等。

※「利用修了者の状況」の常用雇用～不明の計と「利用修了者数」が同数となるよう記入すること。

個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

都道府県・市コード

平成23年6月1ヶ月分(30日間)の状況を記入。【1級～3級のいずれかの交付者について記入。】
 ※年金証書の写しにより交付したものについては、「年金証書分」として別記する。

疾患名	総数	年齢階級別交付者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月1ヶ月分の、交付者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

年金証書分

「年金証書分」は上記総数・合計欄に加算しないこと。

精神科病院在院患者の状況(総数・認知症・統合失調症)

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

先行調査票 (この調査票は報告期限が早くなっています。)

疾患名は、第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。
 疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名にのみカウントすること。
 また、(1)～(5)は、各々「平成23年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)」における「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(1)～(5)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)～(5)と同数になっていること。さらに、(6)～(13)は、各々「個票12」の(6)～(13)と同数になっていること。
 「都道府県・市コード」及び「医療機関等コード」は、「平成23年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)」に準じて記載すること。

(平成23年6月30日現在)

区分		1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
在院患者数 (総数)	20歳未満								//	(1)
	20歳以上40歳未満									(2)
	40歳以上65歳未満									(3)
	65歳以上75歳未満									(4)
	75歳以上									(5)
	計	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(A)
F00-F03 認知症	20歳未満								//	
	20歳以上40歳未満									
	40歳以上65歳未満									
	65歳以上70歳未満									
	70歳以上75歳未満									
	75歳以上									
計									(B)	
F2 統合失調症、 及び妄想性障害	20歳未満								//	
	20歳以上40歳未満									
	40歳以上65歳未満									
	65歳以上75歳未満									
	75歳以上									
	計									(C)

(A)は(B)と(C)の合計ではなく、他の疾患を含む総数である。ただし、在院患者が(B)と(C)のみの場合は、(A)は(B)と(C)の合計となる。

表1. 調査票の新旧対照表(22年度→23年度)

平成22年度個票等名		平成23年度個票等名の変更点	
総括表	提出書類件数報告	総括表	変更なし
個票1	精神科病院の施設・従事者の状況	個票1	変更なし
個票2	各精神病棟の状況	個票2	変更なし
個票3	各精神病棟の状況(個票2の続き)	個表3	変更なし
個票4	各精神病棟の状況(個票3の続き)	個表4	変更なし
個票5	認知症治療病棟の状況	個票5	変更なし
個票6	応急入院患者の状況	個票6	変更なし
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	個票7	変更なし
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票8	変更なし
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	個票9	変更なし
個票10	精神科病院在院患者の処遇	個票10	変更なし
個票11	精神科病院在院患者の状況	個票11	変更なし
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	個票12	変更なし
個票13	精神科病院の外来・入院状況	個票13	変更なし
個票14	精神科病院平成21年6月入院患者の状況	個票14	精神科病院平成22年6月入院患者の状況
個票15	平成22年6月1日残留患者の状況	個票15	平成23年6月1日残留患者の状況
個票16	平成22年6月退院患者の状況	個票16	平成23年6月退院患者の状況
		個票A	〈新設〉性・年齢・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況
		個票B	〈新設〉在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数
個票17	精神科診療所等の状況	個票17	変更なし
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	個票18	変更なし
個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票19	変更なし
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	個票20	変更なし
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】	個表21	変更なし
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】	個表22	変更なし
個票23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	個表23	変更なし
個票24	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	個表24	変更なし
コード表	精神科病院		→ 変更なし
	精神科診療所等		→ 変更なし
	個表21及び22にかかるコード		→ 変更なし

表2. 変更した主な用語(22年度→23年度)

用語	平成21年度	平成22年度
		該当なし

表 3. 平成 23 年度調査項目の主な変更点

全般

- 調査票の取り違い等を防止するため、個票等に調査年度の透かしを入れた。
- 説明・注釈等の視認性（減り張り）向上のため、白黒反転で記載していた囲み書きの一部を破線囲みに変更した。

提出書類件数報告

- 個票と実数の照合について、個票 1 [単科精神科病院] と [単科精神科病院以外] の病院数合計欄を追加し、[精神科病院の数（回収数）] との一致を確認するようにした。
- 個票と実数の照合について、次の各項目を追加した。
 - 個票 2～4 [認知症疾患治療病棟入院料 1 または 2 の届出が 1 病棟以上の病院数]
 - 個票 A・B [医療観察法指定入院医療機関の数]
 - 個票 2 1 [「個票 2 1 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】」を配布した事業所等の数] 及び [「精神障害者社会復帰施設等【入所系】の数（回収数）」]
 - 個票 2 2 [「個票 2 2 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】」を配布した事業所等の数] 及び [「精神障害者社会復帰施設等【通所系】の数（回収数）」]
- 個票枚数記入欄に [個票 A] 及び [個票 B] を追加した。
- 数の一致を確認するよう、注意事項に次の各項目を追加した。
 - [個票 A、個票 B の枚数] と [個票 2～4 で認知症疾患治療病棟入院料 1 または 2 の届出が 1 病棟以上の病院数]
 - [個票 5 の枚数] と [医療観察法指定入院医療機関の数]
 - [個票 20 の枚数] と [精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数]

個票 1 精神科病院の施設・従事者の状況

- [病院所在地の郵便番号] の注釈を変更した。
- [専門病棟の状況] から「病床なし」のチェックボックスを削除した。
- [専門病棟の状況] から「医療観察法（指定入院医療機関）」を削除した。

個票 2～4 各精神病棟の状況

- [②入院料等の届出] のコードを、数字から略号に変更した。
- [②入院料等の届出] の「41. 急性期入院対象者入院医学管理料（医療観察法）」、「42. 回復期——」、及び「43. 社会復帰期——」を「医観法 医療観察法入院対象者入院医学管理料（指定入院医療機関）」に一括し、病棟の一部病床が該当する場合の注釈を追加した。
- [①開放区分] 及び [②入院料等の届出] のコード一覧を個票 2 にのみ記載し、記入欄の数を個票 2 は 8 病棟分、個票 3・4 は各 1 1 病棟分に変更した。
- 休床中の病棟の扱いについて、個票 2 の上部に説明を追加した。

個票 6 応急入院患者の状況

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票 8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票 9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

- 回答対象施設及び患者数計上範囲について、上部に説明を追加した。
- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票 10 精神科病院在院患者の処遇

- 語句を統一するため、「その他入院」を「その他の入院」に変更した。

個票 11 精神科病院在院患者の状況

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。
- 語句を統一するため、「その他の入院者数」を「その他の入院患者数」に変更した。

個票 12 在院期間・年齢別の在院患者数

- 表右側の注釈の一部を削除した。

個票 14 精神科病院平成22年6月入院患者の状況

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。
- 語句を統一するため、「その他の入院者数」を「その他の入院患者数」に変更した。

個票 15 平成23年6月1日残留患者の状況

- 上部の説明について、表現を一部変更した。
- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。
- 語句を統一するため、「その他の入院者数」を「その他の入院患者数」に変更した。

個票 16 平成23年6月退院患者の状況

- 上部の説明を簡素化した。
- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票 A (新設) 年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況

- 個票を新設した(精神科病院のうち、医療観察法指定入院医療機関が対象)。

個票 B (新設) 在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数

- 個票を新設した(精神科病院のうち、医療観察法指定入院医療機関が対象)。

個票 17 精神科診療所等の状況

- [施設所在地の郵便番号]の注釈を変更した。

個票 19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票 20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

- 疾患名「F0」及び「F1」の小計欄を削除した。

個票 23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況

- [2] 措置入院 ①27条2項に基づく措置入院]に注釈を追加した。

個票 24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

- 疾患名「F0」の内訳欄(従来より記入不要)及び「F1」の小計欄を削除した。

先行調査票(旧 追加調査票) 精神科病院在院患者の状況(総数・認知症・統合失調症)

- 調査票の名称を変更し、個票1～24より報告期限が早い旨の注釈を追加した。

都道府県・指定都市コード表

別添3

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県			
48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市	51 千葉市	52 横浜市	53 川崎市	54 相模原市	55 新潟市	56 静岡市	57 浜松市
58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市	61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市	65 北九州市	66 福岡市	

医療機関等コード表についての留意事項

(平成 23 年度 6 月 30 日調査)

1. 指定の記入様式を用いること。
2. 「精神科病院」「精神科診療所等」「個票 21 及び 22 にかかるコード」それぞれの一覧において、コード番号はすべて“1”からの連番で記載すること。
3. 新規の医療機関等は末尾に追加すること。また医療機関等が廃止となった場合、それまでのコード番号は欠番とすること。
4. 新規開設、廃止、欠番、統合、運営主体変更、医療機関等名変更など、状況の変化を記載すること。

<記入例>

● 「精神科病院」一覧

精神科病院

都道府県・市コード番号	H23年コード番号 ※1から連番で記載。	病院名 ※大学病院は大学名から記載(〇〇大学△△△△附属□□□□病院など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※独立行政法人の病院は「独法〇〇病院」などと記載。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立の病院は「〇〇組合△△△病院」など地方自治体名を冠して記載しない。 ※地方独立行政法人の病院は「地方独法〇〇病院」などと記載。 ※法人の病院は、法人名(〇〇法人△△△会など)を病院名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の病院を有する場合のみ、病院名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および病院名が変更の場合は変更前の病院名も「旧△△△病院」などと記載。
		“1”から連番で	医療機関等名変更の場合、昨年度の医療機関等名を記入
67	1	赤田大学医学部付属赤田病院	
67	2	黒田厚生病院	病院名変更 旧黒田更正病院
67	3	白木市立白木病院	
67	4		欠番 旧赤田病院
67	5	緑川病院	
67	6	青島病院	
67	7	黒木病院	新規
		新規開設の場合、末尾に追加し、新規と記入	昨年度以前に廃止され欠番になったコードは、そのまま欠番

● 「精神科診療所等」一覧

精神科診療所等

都道府県・市コード番号	H23年コード番号 ※1から連番で記載。	診療所(病院)名 ※大学の診療所(病院)は大学名から記載(〇〇大学△△△△附属□□□□診療所など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立の診療所(病院)は「〇〇組合△△△△診療所(病院)」などと記載。 ※法人の診療所(病院)は、法人名(〇〇法人△△△会など)を診療所(病院)名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の診療所(病院)を有する場合のみ、診療所(病院)名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および診療所(病院)名が変更の場合は変更前の診療所(病院)名も「旧△△△診療所」などと記載。
		“1”から連番で	新たに廃止された場合、昨年度のコードを欠番に
67	1	一の蔵診療所	
67	2	二宮メンタルクリニック	
67	3		廃止 旧三日市診療所
67	4	四谷診療所	
67	5	五木市立五木診療所	
67	6	六本木メンタルクリニック	
67	7	七川医院	新規
		新規開設の場合、末尾に追加し、「新規」と記入	

● 「個票 21 および 22 にかかるコード」 一覧

個票21及び22にかかるコード

都道府県・市コード番号	H23年コード番号 ※1から通し番号で記載。	事業種別 ※該当する番号を記入 1.入所系 2.通所系	施設・事業所等名 ※大学の施設・事業所等は大学名から記載(○○大学△△△附属□□□など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※都道府県立・政令市立・一部事務組合・広域連合、その他(組合・会など)を施設・事業所等名に記載する場合は、都道府県・市の施設・事業所等名を有する場合のみ、施設・事業所等名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および施設・事業所等名が変更の場合は変更前の施設・事業所等名も「旧△△△△△」と記載。
			事業種別番号は必ずしも若い順でなくて良い	
67	1	1	グループホームあさがお	
67	2	1	入所授産施設おれんじ山	
67	3	2	就労サポートさくらんぼ	
67	4	2	いちご坂ウッド工房	施設名変更 旧木工ハウス苺坂
67	5	1	梅崎市立医療・療育センター	
67	6	2	ベーカリーあんずの実	新規
67	7	2	通所授産施設りんごの木	新規
				新規開設の場合、末尾に追加し、「新規」と記入

平成 23 年度 6 月 30 日調査 電子調査票利用案内【精神科病院のみ】

本調査では、一部の個票について電子調査票を供用しております。電子調査票を利用できる個票は 1～16 および A・B で、精神科病院が対象となります。その他の医療機関等（個票 17～24）は現在のところ対象外です。

電子調査票により、データ入力とエラーチェックが容易になり、事後の照会・訂正作業の大幅な減少が期待されますが、当分は従来通りの個票様式への直接記入も可能とします。

調査依頼・個票様式の配布、個票の回収は、精神科病院を含め、調査対象となる医療機関等に対して例年通り行っていただきますが、精神科病院への依頼については、電子調査票を利用できる旨と利用方法（下記）を、合わせて周知していただくようお願いします。

電子調査票の入手（ダウンロード）

平成 23 年度 630 調査電子調査票は、下記のホームページからダウンロードして入手します。詳細はダウンロード画面の記載事項に従ってください。不正アクセス防止のため、ID、パスワードの入力画面が現れますので、下記をご入力ください。

供用開始後、著しい不具合が発見・報告された場合、状況や対処方法などについて利用者への速やかな連絡が必要なため、電子調査票の利用にはダウンロードページ上での利用者登録が必要です。

ダウンロードページアドレス：<https://enq1.dstyleweb.com/orca/93855318>

ID：**** パスワード：*****

電子調査票供用開始日

電子調査票のダウンロードは、平成 23 年 9 月 28 日(水)より可能となる予定です。

報告の方法

報告の際は、電子調査票で所定の操作により A4 用紙に印刷した記入済み個票を、都道府県・指定都市に送付してください。なお、所定の操作でデータをエクスポートした Excel ファイル（個票様式に数値等が入力されたもの）でも提出できます。

電子調査票に関する問い合わせ

電子調査票の作成・運用管理・問い合わせ対応は、(株)山手情報処理センターに業務委託しています。利用に関するお問い合わせ、および不具合のご指摘は、下記へ電子メールまたは FAX にてご連絡ください。確認後、担当者より連絡いたします。

株式会社山手情報処理センター 担当：****

電子メール：***** FAX：*****

※この電子調査票は、(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部が、厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）によって作成したものです。作成者の了解を得ずに改変、加工、配布することとはご遠慮ください。

精神保健福祉資料

平成 23 年度 6 月 30 日調査の概要

発 行 者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

発 行 所 (独) 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所精神保健計画研究部

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

TEL : 042-341-2711 (代) FAX : 042-346-1950

精神保健福祉資料

平成24年度6月30日調査の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所